

院内感染防止に関する取り組みについて

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方
感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。
2. 院内感染防止対策のための委員会、
その他の当該病棟の組織に関する基本事項
当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策防止委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また感染対策チーム（以下ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。
3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針
職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行い、新入職時には、入職時に教育を行っています。
4. 感染症発生状況報告に関する基本事項
法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項
院内感染が疑われる事例の発生時には、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。
6. 患者さんへの情報提供に関する事項
感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。
7. 抗菌薬適正使用に関する事項
耐性菌の出現予防のために広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定めています。
抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的にICTが介入し、適切な抗菌薬使用となるように努めます。
8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本事項
 - 1) 感染防止対策の推進のため、「院内感染防止対策手引き」を作成し、病院職員は遵守します。手順・手引きはガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。
 - 2) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

